

令和3年

第19回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和3年12月3日（金）  
開会 14時00分 閉会 15時20分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

## 【議事等】

### 1 報告

- (1) 教育費予算に対する意見の申出について（令和3年度12月補正予算）

### 2 議事

- 第31号議案 「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」の策定について  
第32号議案 個人情報部分開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について  
第33号議案 福岡県教育振興審議会委員の人事について  
第34号議案 福岡県社会教育委員の人事について

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長：吉田法稔

委 員：前田恵理、木下比奈子、久保竜二、松浦賢長

### 2 欠席者

堤康博

### 3 出席職員

教育監 合屋伸一、教育総務部長 上田哲子、教育振興部長 松永一雄、  
総務企画課長 池松峰男、財務課長 後藤元、高校教育課長 井手優二、  
義務教育課長 塚田淳、社会教育課長 中嶋健一 外

### 4 傍聴者等数

2名

### 5 議事録

#### 【吉田教育長】

本日は所用により、堤委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第19回教育委員会会議定例会を開催いたします。

傍聴人に申し上げます。受付で配布された傍聴人の留意事項を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましてはお手許に配布している資料のとおりです。

審議に入ります前に、非公开发議の有無を確認します。本日の議題の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

<久保委員が挙手>

【久保委員】

はい。第32号議案は個人情報を含む案件、第33号、第34号議案は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【吉田教育長】

ただいま、久保委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開に賛成の方は挙手をお願いします。

<全員が挙手>

【吉田教育長】

全員賛成で出席者の3分の2以上の同意がありましたので第32号、第33号及び第34号議案につきましては非公開とします。

他に非公開で審議することが適当なものはございませんでしょうか。

<なし>

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて報告(1)、第31号議案を行った後に、非公開にて第32号から第34号議案を審議することといたします。

それでは、報告(1)「教育費予算に対する意見の申出について(令和3年度12月補正予算)」を、後藤財務課長、お願いします。

## ○報告(1) 教育費予算に対する意見の申出について(令和3年度12月補正予算)

【後藤財務課長】

資料を御覧ください。

<後藤財務課長が資料に沿って説明>

【後藤財務課長】

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【吉田教育長】

説明は終了しました。御意見や御質問をよろしくお願いいたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告については、終了いたします。

続きまして第31号議案「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」の策定について」を、塚田義務教育課長、お願いします。

### ○第31号議案 「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」の策定について

【塚田義務教育課長】

資料を御覧ください。

本グランドデザインにつきましては、義務教育課において原案を作成した後に、市町村教育委員会や関係各課から意見を聴取しました。その上で、先月17日、福岡県不登校児童生徒支援会議を開催し、不登校支援に関する有識者や教育支援センター、その他民間の団体施設等の関係者から意見を聴取した上で取りまとめており、本日議論いただいた上で、正式に策定して参りたいと考えております。

<塚田義務教育課長が資料に沿って説明>

【塚田義務教育課長】

説明は以上でございます。

【吉田教育長】

説明は終了しました。本件につきまして、御意見や御質問をよろしくお願いいたします。

【久保委員】

33ページについて、不登校児童生徒が増加傾向にある中で、新規の取組は不登校になった後の取組が多いように感じます。不登校の未然防止の取組に力を入れる必要があるのではないのでしょうか。不登校の未然防止については、既存の取組も多いようですが、増加傾向にあるならば、機能していない可能性があります。既存の取組も再検討する余地があるのではないのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

今御指摘がありましたとおり、増加傾向があるということは学校で新規に発生して

いるということですので、未然防止の取組を強化する必要があると認識しております。青文字の取組については、既存の施策としてこれまで取り組んできたところですが、なかなか浸透徹底までいっていないという現状がございます。それぞれ「生徒指導を生かした授業づくり」や「絆づくりと居場所づくり」等といった考え方やこうあるべきという姿までは示しておりますが、それが各学校の実践にまで繋がっているかという今御指摘があるとおり課題があると認識しております。

よって、既存の施策をより浸透徹底させる取組を進めていきたいと考えております。

#### 【吉田教育長】

他にはございませんでしょうか。

#### 【木下委員】

「不登校児童生徒支援グランドデザイン」が策定されたということは非常に意義があることです。最近の不登校の現状を何とかしなければならぬ、ということは、私も強く感じています。知人のお子さんが不登校になったところで、話を聞く機会があったのですが、33ページにあるとおり「魅力あるより良い学校づくり」がとても大事であると思います。

知人の小学生のお子さんの状況を聞くと、幼稚園の時から塾に通い、算数の時間等が非常に退屈であるようです。それにも関わらず、45分や50分間座って人の意見を聞き、という状況に耐えられず、席を立つと怒られ、どんどん自己肯定感が低くなってしまい学校が嫌だとなっている。塾に通う年齢が低年齢化しており、周りでもそのようなお子さんが非常に多いように感じています。ある程度の年齢になれば、塾に通い自分が授業内容を理解していても周りと合わせることも大事である、ということと言いかせると、理解できると思います。しかし、小学校1年生となると理解出来ず、退屈でしかない。学校が終わって行く算数の塾はとても楽しいけれど、学校で皆一緒にやる算数は嫌い、という状況があるようです。

そろそろ全員一律の授業をする、ということに限界がきているのではないのでしょうか。せっかくタブレットを配布しているので、出来る子については、算数の授業は別のクラスに行ってタブレットを使って、より上級の授業を受けさせる等、学校に行って何かメリットがあり楽しく勉強できるようにしないと、皆が納得できない時代になってきているのではないかと思います。今後、学校の授業を変えていかなければならないということがまず一つです。

次にフリースクールの状況について、人気のあるフリースクールはキャンセル待ちと聞いています。山の中で自然と触れ合うフリースクールがあったり、勉強中心のフリースクールがあったり、特色があるようですが、各フリースクールがどのような授

業をしているのか県として把握しているのでしょうか。山の中で自然と触れ合うのも良いことだと思いますが、それだけして出席扱いとすることには問題があると思いますし、フリースクールを経営している方が、教員免許のような子供を指導できる能力がある人がやっているのかどうか気になりました。一連の話を聞いていると、今後プライベートスクールのような成績のよい子やお金持ちの子女が通うフリースクールが出来るのではないのでしょうか。今はどちらかというと、不登校で家でじっとしている子が体を動かそうといった目的のフリースクールが多いように感じていますが、学校の授業に納得していない子たちが通うような塾が経営するフリースクールが出来ていくのではないかと思いました。やはりフリースクールでひとくくりにするのではなく、フリースクール内で何をしているのかということをもっと細かく県として把握し、監督支援を行う必要があるのではないのでしょうか。

#### 【塚田義務教育課長】

1点目の今の学校の授業が進度の早い子にとってはつまらないものになっているのではないかという指摘は、不登校の文脈だけではなく、学校の授業の在り方についての議論の中でもよく言われることでございます。学校は今35人や40人でクラス編制をしておりますが、クラスの中で授業の進度がちょうどいいと思っている子が実質4分の1であるとも、極端に言えば言われています。

先ほど委員が仰られたように、一人一台端末を活用していく今後の学習におきましては、個別最適な学習と言われていて、例えば一つの授業の中でも、理解できた子はもう少し発展的な内容の問題を解く、少し進度が遅れている子は、少し振り返る問題を解く時間を設けるということで、今までの一斉授業ではなく、一つの授業の中でも幅広い習熟度の子供に対応できるような授業を目指していこうとされています。それは不登校支援の文脈だけではなく、今後のICT活用や学校の授業の見直しの中で取り組んでいかなければならないと思います。

2点目はフリースクールの実態についてでございます。フリースクールは名称にはスクールとついておりますが、制度上は学校ではなく民間の教育機関であるため塾や習い事と同じような扱いになっております。よって、その教育内容について行政的に把握やチェックするという仕組みになっていない現状がございます。しかし、フリースクールに通っている子供たちの学習の努力を評価しようということで、子供が在籍している学校や市町村教育委員会が認めた場合には出席扱いとできる、というところまで来ております。教育内容そのものについての適否やそこに対する指導は現状ないということになっております。フリースクールの所管の在り方については、様々議論がありますが、なかなかフリーという民間の団体ということで、行政として把握する根拠がないという難しい存在であることも事実です。一方で、既存の公教育に満足していない方はプライベートスクールのものを志向されるという動きは既にありまし

て、一部の私学の中では学校として認可を受けた上で、教育課程の特例を受けていたり、国際バカロレアに準じた指導をしていたりされており、そういうところを選んで進学されている方もいることを御紹介いたします。

**【木下委員】**

市町村の各学校長が認めれば、フリースクールの出席を自校に出席していると見なすのでしょうか。

**【塚田義務教育課長】**

その運用は市町村によって多少違っておまして、各学校長の判断としているところもあれば、あらかじめ市町村教育委員会がフリースクールの様子や指導計画を見た上で、出席扱い可能と各学校に通達しているという自治体もあります。

**【吉田教育長】**

あくまで籍は学校でしたよね。

**【塚田義務教育課長】**

在籍は学校です。

1点補足ですが、本日お配りしている資料の49ページのところに、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の出席の取扱いの通知を添付しております。各市町村や学校はこの要件を参照しながら出席の取扱いをしているところでございます。

**【前田委員】**

単に学校にいればいいということではなく、学校で学習等をするということが目的であると思います。

不登校の原因は学校の授業が退屈ということ、いじめ、家庭の問題等様々かと思いますが、不登校児童生徒の状況を適切に把握し、そこに対する支援をしていく、また、細かく分析しながら取り組んでいくことが大事であると思います。

**【吉田教育長】**

他にはございませんでしょうか。

< な し >

**【吉田教育長】**

特にないようですので、特にないようですので、第31号議案については、可決いたします。

傍聴の方に申し上げます。この後、非公開案件となりますので、傍聴人の方は全員御退席いただきますよう、お願いいたします。

<以降非公開審議となった>

**○第32号議案 個人情報部分開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について**

個人情報部分開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○第33号議案 福岡県教育振興審議会委員の人事について**

福岡県教育振興審議会委員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○第34号議案 福岡県社会教育委員の人事について**

福岡県社会教育委員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

(15:20)